

小監公告第15号
平成30年12月20日

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 藤 沼 千 春

小山市監査委員 小 川 一 久

小山市監査委員 山 野 井 孝

記

1. 監査対象

総合政策部	総合政策課	渡良瀬遊水地ラムサール推進課
	文化振興課	財政改革課 納税課
	市民税課	資産税課

2. 監査期日

平成30年10月17日

3. 監査の主眼点

あらかじめ提出を求めた資料と関係帳簿及び証ひょう書類を主体として照査検討し、かつ関係職員の説明を聴取して、その執行状況から財務に関する事務の効果と適法性について監査を実施した。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。

小監公告第16号
平成30年12月20日

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 藤 沼 千 春

小山市監査委員 小 川 一 久

小山市監査委員 山 野 井 孝

記

1. 監査対象

保健福祉部 福祉課 子育て包括支援課 こども課
地域包括ケア推進課 健康増進課

2. 監査期日

平成30年11月8日

3. 監査の主眼点

あらかじめ提出を求めた資料と関係帳簿及び証ひょう書類を主体として照査検討し、かつ関係職員の説明を聴取して、その執行状況から財務に関する事務の効果と適法性について監査を実施した。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。

小監公告第1号
平成31年1月25日

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 藤 沼 千 春

小山市監査委員 小 川 一 久

小山市監査委員 山 野 井 孝

記

1. 監査対象

教育委員会 教育総務課 学校教育課 生涯学習課
生涯スポーツ課

2. 監査期日

平成30年11月26日

3. 監査の主眼点

あらかじめ提出を求めた資料と関係帳簿及び証ひょう書類を主体として照査検討し、かつ関係職員の説明を聴取して、その執行状況から財務に関する事務の効果と適法性について監査を実施した。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。

5. 意見・要望

今回の監査における意見及び要望は次のとおりである。

【生涯学習課】

- ・中央市民会館のトイレについて、一部は洋式化されたが、高齢の方や障がいをお持ちの方、子ども等、和式トイレの使用が困難な方々も利用される施設であるので、完全洋式化を含めて洋式化の推進を検討してほしい。

小監公告第2号
平成31年2月8日

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 藤 沼 千 春

小山市監査委員 小 川 一 久

小山市監査委員 山 野 井 孝

記

1. 監査対象

総務部 行政経営課 職員活性課 管財課 人権推進課
男女共同参画課 IT推進課

2. 監査期日

平成30年12月17日

3. 監査の主眼点

あらかじめ提出を求めた資料と関係帳簿及び証ひょう書類を主体として照査検討し、かつ関係職員の説明を聴取して、その執行状況から財務に関する事務の効果と適法性について監査を実施した。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。

5. 意見・要望

今回の監査における意見及び要望は次のとおりである。

【行政経営課】

本市において、内部統制制度の導入は努力義務であるが、内部統制の目的と効果を鑑みれば、制度導入を積極的に検討すべきと考える。

これまでの監査を通して感じたことは、各所属において、既にリスクや課題と向き合い、様々な形で事務の適正な執行の確保に努められる等、一定の内部統制が存在しているということだ。

今後はこれらを可視化するべく、あらためて内部統制機能を所管する担当課を明確にし、検討委員会の設置や、重要性の大きいリスクに優先的に取り組む等、全庁的に取り組まれることを期待したい。

小監公告第4号
平成31年2月8日

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 藤 沼 千 春

小山市監査委員 小 川 一 久

小山市監査委員 山 野 井 孝

記

1. 監査対象

建設水道部 建設政策課 道路課 建築課 下水道課
水道課

2. 監査期日

平成31年1月10日

3. 監査の主眼点

あらかじめ提出を求めた資料と関係帳簿及び証ひょう書類を主体として照査検討し、かつ関係職員の説明を聴取して、その執行状況から財務に関する事務の効果と適法性について監査を実施した。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。